

1. 件名

「心理的安全性の現状を把握するためのアンケート調査・分析」の調達

2. 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に勤務する全ての役職員に対して、心理的安全性を高めるために重要な組織におけるコミュニケーション等の現状を、アンケートにより把握し、その分析結果を踏まえ、組織内のコミュニケーションを今後どのように改善・促進するか、検討材料とすることを目的とする。

ただしコミュニケーションに特化した組織診断に限らず、項目の一部として結果を把握できるものでもよい。

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 実施内容

実施内容は以下の通りとする。

- ① 請負業者決定後速やかに、実施スケジュール、アンケート内容、分析内容等に関する打ち合わせを、必要に応じた回数、実施すること（対面、ウェブ問わない）
- ② アンケートに使用する情報の登録作業
 - ・ 機構から電子データで提供する全役職員の属性に関する情報を受託者が保有するシステムに登録すること
 - ・ 属性については、最低限次の5つの属性（性別、年代、雇用形態、役職、部署）に対応可能であること
 - ・ 部署については、約35部署に対応可能であること
- ③ アンケートをWEBで実施
 - ・ アンケート対象者は機構全役職員（11月時点で約1,450名）
 - ・ アンケートの設問数は20問程度とすること
 - ・ 上記設問のうち、職場のコミュニケーションや、人間関係に関する設問が10問以上であること
- ④ アンケートの分析と分析結果の提示
 - ・ 回収したアンケートを集計し、以下の結果を得ることが可能な定量分析を行うこと
 - ・ 分析結果は、職場のコミュニケーションについての状態や満足度が、数値及び図表で把握できる形式とすること

- ・ 組織全体及び最低限5つの属性別（性別、年代、雇用形態、役職、部署）の結果を出力すること
- ・ 組織全体の分析結果は他社・他団体の平均値との比較結果も提示すること

⑤ 改善策の提案

- ・ 分析結果で判明した機構の課題について、状況に沿った改善策を具体的に提案し、質疑応答の場を設けること

5. 実施方法、実施期間

- ・ 実施結果は機構管理者以外閲覧不可とする
- ・ 上記が難しい場合、事前に質問内容を機構に渡し、機構内で作成したフォーマットで回答、その結果を元に分析すること
- ・ 実施期間は令和7年2月28日までとし、アンケートの回答期間は2週間とする
- ・ 具体的な日程については、機構と受託者間で協議のうえ決定する
- ・ 実施期間中、アンケートの回答状況について受託者は機構に随時報告すること、また、機構から照会があった際には、適宜、対応すること

6. 納入成果物、納入期限、提出方法

納入成果物は以下の通りとし、納入期限はアンケート締切日より3週間以内とする。

- ① 組織全体の分析結果（他社・他団体の平均値との比較結果も提示すること）
- ② 5つの属性（性別、年代、雇用形態、役職、部署）の属性別分析結果が示されること
※ 上記の属性に限らず提示可能な場合、機構と受託者間で協議し決定する
- ③ 項目別の分析結果（職場のコミュニケーションに係る項目が含まれること）
- ④ 上記①～③を含む結果を、電子データで提出すること
- ⑤ 分析結果については、令和7年3月28日までに役員に対して1時間程度の対面による報告会を設け、説明及び質疑応答に対応すること

7. 入札参加要件

受託者は、以下の事項を遵守できることとする。

- ① 業務の実施に当たっては、事前に機構と十分協議を行うこと
業務に関する法令及び規則を遵守すること
- ② 業務の実施に当たっては、職員のプライバシーが守られるように細心の注意を払うとともに、職員に無用な不快感、不安感等を与えることのないよう留意すること

- ③ 個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の取り扱いに関する内部規定やマニュアルの作成等（漏洩等の防止策等）必要な措置を講じていること。また、契約の解除後及び契約期間満了後も同様の措置を講じること
- ④ 個人情報の取り扱いに関して、過去に不適切な取扱いがないこと、また、不適切な取扱いがあった場合には、その後に改善策等がなされたことを受託者において証明すること

8. 再委託について

- ・ 受託者は、本委託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託できない。
- ・ 本委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を機構に報告し、その承認を受けること。
- ・ 受託者は、機密保持、知的財産権に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう必要な処置を実施し、機構に報告し、その承認を受けること。
- ・ なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

9. その他特記事項

(1) 秘密保持

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、次のとおり。

- ① 受託者は、本件業務に関して知り得た事項を、機構の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。また、契約の解除後及び契約期間満了後も同様とする。
- ② 「秘密保持等に関する誓約書」を提出し、これを遵守しなければならない。

(2) その他留意事項

本仕様書に記載していない事項は、その都度、機構と受託者の間で協議する。

10. 本件に関する照会先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

総務部人事課 恒久 紀子

電話番号 03-3506-9427

E-mail tsunehisa-noriko_m90●pmda.go.jp

※迷惑メール防止対策のため半角のアットマーク●に置き換えています。

送信の際は●を半角のアットマークに置き換えてください。